

新旧対照表（青森県公衆浴場規則）

改正後		改正前	
別表第一(第五条関係)		別表第一(第五条関係)	
区分	水質基準	区分	水質基準
一 浴槽水	イ (略) ロ (略) ハ <u>大腸菌</u> は、一ミリリットルにつき <u>一コロニー形成単位</u> 以下であること。	一 浴槽水	イ (略) ロ (略) ハ <u>大腸菌群</u> は、一ミリリットルにつき <u>一個</u> 以下であること。
二 浴槽水の原水及び上がり用水	イ～ニ (略) ホ 大腸菌は、検出されないこと。	二 浴槽水の原水及び上がり用水	イ～ニ (略) ホ 大腸菌は、検出されないこと。
備考 温泉等を使用する場合で、第一号ハ及び第二号ホに定める水質基準に適合し、かつ、知事が公衆衛生上支障がないと認めたときは、第一号イ及びロ並びに第二号イからニまでに定める水質基準は、適用しない。		備考 温泉等を使用する場合で、第一号ハ及び第二号ホに定める水質基準に適合し、かつ、知事が公衆衛生上支障がないと認めたときは、第一号イ及びロ並びに第二号イからニまでに定める水質基準は、適用しない。	